

町字概念についてかつて以下のように整理しました（未清書箇所もママ記載）。当時は、地名整備の目標を「町字」としていましたが、登記データの活用を志向するうえで現在は「地番区域」であることが明確になっています。以下の概念整理は、当社データの特性を理解するためになお有用なため、ポリシーステートメントとして掲載します。

## 町字概念の整理

平成 28 年 1 月 18 日

株式会社 JON 内 中川 元

1. （公法上の町字） 地方自治法 260 条 1 項の対象となりうる町字をここでは「公法上の町字」と呼ぶ。この「公法上の町字」は、江戸時代の地域区分を基礎として、明治以降の市区町村合併や、町字の新画・廃止・名称変更等の手続きを経て現在に至る<sup>1</sup>。「公法上の町字」は、地方公共団体の単位である都道府県、市区町村の後に続いて用いられ、これに地番（家屋番号）や住居表示（街区符号、住居番号）が続くことで、戸籍業務や課税処分、不動産登記などにおいて、関係する不動産の所在や人の住所（人の生活の本拠）を識別する情報として用いられている。

※ 明治 11 年 7 月 22 日太政官布告第 17 号郡区町村編制法は、1 条において「地方ヲ画シテ府県ノ下郡区町村トス」と規定し、町村を行政区画の一つとして位置付けたが、個々具体的な町村につきこれを新たに創設するということはせず、2 条において「郡町村ノ区域名称ハ総テ旧ニ依ル」と規定し、江戸時代から存続した町村の区域名称を承継した。そして、郡区町村編制法に続く明治 21 年法律第 1 号町村制は 3 条本文で「凡町村ハ従来ノ区域ヲ存シテ之ヲ変更セス」と規定し、さらに明治 44 年法律第 69 号町村制は 1 条で「町村ハ従来ノ区域ニ依ル」と規定し、現行の地方自治法も 5 条 1 項で「普通地方公共団体の区域は、従来ノ区域による。」と規定し、それぞれ、町村の区域については従来のそれを引き継ぐこととしている。したがって、今日における町村の区域は、結局のところ、江戸時代のそれによるということになる。なお、以上の各法令は、一定の場合に町村を廃置分合し又は町村の境界を変更若しくは確定する手続を定めており、これらの措置がとられた場合には、それに伴い定まった区域によることはいうまでもない。そうすると、町村の境界を確定するに当たっては、当該境界につきこれを変更又は確定する上記の法定の措置が既にとられていない限り、まず、江戸時代における関係町村の当該係争地域に対する支配・管理・利用等の状況を調べ、そのおおよその区分線を知り得る場合には、これを基準として境界を確定すべきものと解するのが相当である。そして、上記の区分線を知り得ない場合には、当該係争地域の歴史的沿革に加え、明治以降における関係町村の行政権行使の実状、国又は都道府県の

<sup>1</sup>現行の地方自治法 5 条 1 項および、廃止となった町村制（明治 44 年法律第 69 号）1 条、市制（明治 44 年法律第 68 号）1 条、旧町村制（明治 21 年法律第 1 号）3 条等および最高裁判例（S61.5.29）参照

行政機関の管轄、住民の社会経済生活上の便益、地勢上の特性等の自然的条件、地積などを考慮の上、最も衡平妥当な線を見いだしてこれを境界と定めるのが相当である（最高裁判例参照）。

※ ところで、この議論は町村の区域に関するものであり、町村の区域内の町字の名称・区域（以下「町字名称区域」という。）のあり方については、地治法 260 条が新画・廃止・名称変更について規定するほかは、直接言及する規定は存在しない。しかし、町字の区域の法施行当時における有り方を町村区域（町村の外延区域のあり方）と別異に解する事情や理由は存在しないことから、「普通地方公共団体の区域は、従来の区域による。」との規定は、町字名称区域の法施行当時における有り方をも従来の区域によるべきことを規定したものと解すべきである。そうすると、結局のところ、町字名称区域のあり方についても、地自法 5 条 1 項により、原則として江戸時代のそれによるということになる。

※ 上記のような町字の名称・区域を「**公法上の町字**」と仮に呼ぶ。この「公法上の町字」は、住民登録や戸籍登録、課税処分、不動産登記などの行政手続において、住民の「住所」や「居所」、法人の「所在」、家屋の「住居の表示」<sup>2</sup>、固定資産としての土地・家屋の「所在」を示すために用いられ、住民基本台帳や住居表示台帳、固定資産課税台帳、地籍図、不動産登記簿、公図、14 条地図などに明記される。

2. （法令区域） 「公法上の町字」とは別に、地方自治法 5 条、260 条以外の法令等の規定により、その規定に独自の「区域」が定められることがある。例えば、

不動産登記法 35 条、不動産登記規則 97 条の「地番区域」

土地区画整理法の「施行地区」・「施行区域」

地方自治法上の地縁団体としての町内会・自治会や地域自治区の定める「班」・「区」・「組」（→認可地縁団体は公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならないとされるため（第 260 条の 2 第 6 項）、「法令区域」ではなく、「通称地名」に分類すべきかもしれない。）

国勢調査令 8 条の「調査区」

戸籍法の「市町村長が定める区域」

地方教育行政の組織及び運営に関する法律および各種自治体の通学区域規則に基づき定められる「通学区域」

道路法の「道路の区域」

下水道法の「排水区域」、「処理区域」

河川法の「河川区域」

---

<sup>2</sup> 住居表示に関する法律附則抄 2（住居表示の実施に関する経過規定）において、「従前のならわしによる住居の表示」という文言があり、法令に基づく「住居表示」とならわし等による「住居の表示」とが使い分けられているように読める。ここでは、「住居の表示」を従前のならわし（つまり「地番方式」）による「住居の表示」と住居表示に関する法律による「住居表示」を含む広い概念として用いる。

## 森林法の「森林計画区」

などである。これらをまとめて「法令区域」と呼んだ場合、この「法令区域」は、各法令に固有のものとはいえ、「公法上の町字」（場合によっては市区町村の区域。例：森林計画区域）の名称又は区域を引用する形で定められることがある。

我が国全域の「公法上の町字」の在り方（名称、区域）について法的な証明力を有する網羅的な資料は存在しないため、これら「法令区域」について作成された文書、資料を参照することが、「公法上の町字」の名称、区域を知るための有効な手段となる場合がある。

3. （通称地名） 「公法上の町字」にも「法令区域」にも該当しない地名区域をここでは「通称地名」と呼ぶ。この「通称地名」には、かつて「公法上の町字」や「法令区域」であったものから、「公法上の町字」や「法令区域」であったことはないが、「公法上の町字」と同様に、関係市町村にかかる支配、管理、利用等の状況や、歴史的沿革、地勢的特性等の自然的条件、社会生活上の便益などに基づく住民意識などにより形成され、広く使用されているもの（南江戸事務所周辺であれば古照地区、新玉地区（新玉小学校区に重なる）。白川郷（岐阜県大野郡白川村荻町の辺り）、）、民間業者主導の事業区域について独自に形成されたもの（開発業者の定める「\*\*団地」「\*\*ニュータウン」など）に至るまで様々なものが該当する。

例：

旧「公法上の町字」、現「通称」としての「余土」

「余土」の旧行政区画は、現在の余戸、保免、市坪、出合の合計区画と考えられる。

我々の目的は、このような旧町字、通称地域の整備を目的としているのではない。

4. （整備方針）地名区域整備（V1整備）との関係では、目標を明確化し、整備対象の無尽蔵な広がりを受け、適切な維持管理（レイヤー管理・メンテナンス）を実現するためにも、「公法上の町字」と「法令区域」、「通称地名」とを概念上区分しておく必要がある。ただし例えば、「法令区域」は「公法上の町字」を引用してその範囲を特定したり名称としたりすることもあり、その逆もまた然りであるため、「法令区域」に関する資料が「公法上の町字」を知るための根拠資料たりうる点に注意する必要がある。また「法令区域」の名称に「通称地名」が用いられることもあるため（湯の山ニュータウン（積水ハウス命名）→湯の山●丁目。南長崎ダイヤモンド（三菱地所命名）→ダイヤモンド●丁目）、更に注意が必要である。また地方自治体の部署、職員によっては、

「公法上の町字」、「法令区域」、「通称地名」を明確に区別していないことがあるため、行政へのヒアリング結果たる町字リストは「公法上の町字を全部又は一部含むものであるが、法令区域又は通称地名、あるいはその他の雑多な地名が含まれることもあるリスト」といった程度に理解すべきである。

以上のように、我が国の地名区域の実態は複雑である。そこで、我が社における地名区域の整備（V1整備）においては、各種「法令区域」について記録した行政文書を原典資料として、そこから伺われる地名及びその区域の整備を念頭に、或る箇所について、複数の原典資料間で地名及びその区域の在り方が異なる場合には、そのいずれが「公法上の町字」に該当するかの解釈作業を施すスタンスとする。

なお、地名区域を整備する原材料としては、当該地域の地域行政に関する文書を用いることも有効である。以下に例を示す。

法定外公共物譲与申請付属図：地名区域の境界際には里道や水路などの長狭物が位置することも多い。このような長狭物は、法定外公共物（道路法、下水道法、河川法、（都市）公園法などの諸法令の適用外の公共物）と呼ばれ、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成11年法律第87号。以下「地方分権一括法」という。）第113条に基づく、国有財産特別措置法第5条第1項の改正により、地方公共団体が申請することで、国から地方へと無償譲与（管理権の移行）が可能となった。その申請の際に添付されるのが、法定外公共物譲与申請付属図、いわゆる特定図面である。特定図面は、いわゆる あかみち あおみち 赤道、青道の記された従来の公図を用いて作成され、法定外公共物とその周辺の土地一筆一筆の位置関係と地番などが記録されている。

国土調査の成果：国土調査において地籍調査がなされ、地図が作成される。  
土地区画整理、土地改良：土地区画、用途の面的、創設的変更に伴う行政資料（換地図）

## FAQ

■が公称として管理している字名が実は通称だという事例がいくつか存在すると思いますが、それぞれのデータの中に公称でも通称でもないものは存在しますか？

→ ■は行政への取材に基づき作成されているものと考えられます。その際、行政からは「公法上の町字」と「法令区域」、「通称地名」を混同、混在する形で回答される場合があり、各種コードにおいてこれらをそのまま掲載、収録することがあると考えられます。したがって、■の中には、上記地名区分のうちの「法令区域」独自の名称（例えば「公法上の町字」に含まれない町内会の定める「区」「組」など）が含まれることがあると考えます。

通称自体が根拠が乏しい状況なので公称でないものを全て通称と割り切る考え方もあるとは思いますが

→その考え方もありますが、それだと「公称」の定義もしなければ解決しません。弊社としては

上記「法令区域」の概念を導入することにより頭を整理しています。なお法的根拠のある名称すべてを「公称」とする見解もあると思われませんが、その意味での公称町字の整備は不可能に乏しく、混乱も大きいいため、上記「公法上の町字」（＝真の公称、狭義の公称）と「法令区域」の概念区分は必須であると考えています。

以 上

さらに踏み込んで…

（文字地番問題） 不動産登記上、甲乙丙丁、イロハ…、あいう…、/山、/耕などの文字が地番として付されている場合がある。これらを「文字地番」と呼んだ場合、この文字地番は、不動産登記法 35 条に基づく不動産登記規則 98 条 1 項に基づく不動産登記事務取扱手続準則 67 条 2 項の規定により解消されるべき方向にあり、新規に付されることはない。文字地番は、登記所（登記官）の権限で付される点で共通するが、生い立ちの点で下記の 3 つに分類される。

- (1) 「公法上の町字」から引用されたもの
- (2) 「公法上の町字」には存在しない独自の区域（文字地番界）が定められたもの
- (3) 個々の筆にかかる固有の属性に着目して付されたもの

この文字地番は、(1)(2)のようにあたかもそのような字（小字）が存在するかのごとく見える場合もあれば、個々の筆界にかかる固有の属性に応じてバラバラに付される場合（「文字地番界」を観念できない場合）もあるため、「準法令区域」ともいうべきものである。いずれにしても文字地番は、「公法上の町字」とは（實際上重なり合うことがあるにしても）概念上区別されるし、「法令区域」としての「地番区域」とも概念上区別されるものである。従って、行政にも登記所にも文字地番界を表す資料は存在せず、そのエリアにおける地番ポリゴンを整備することをもってしか当該文字地番の範囲を知ることができないこともありうる。これら文字地番が我が国でどの程度あるかは不明だが、地名と無関係な文字地番は、法務局主導により解消される方向にある。

江戸時代の町字がどうであったかについて、明確な区分線を記録した資料が残っていない場合には、関係市町村にかかる支配、管理、利用等の状況や、歴史的沿革、地勢的特性等の自然的条件、社会生活上の便益などに基づく住民意識などにより線引きするより他ない。

町字などの地名は、細かくは町、村、大字、丁、字、小字、小名など複層で観念可能だが、地名区域整備の場面で最初から完璧にこれら複層概念の整備を目指すことは避けたほうが良い。

「公法上の町字」は単層概念である。「公法上の町字」の名称からその包括区域（上位区域）としての町字（例えば「公法上の町字」たる複数の小字に共通する 1 個の大字）を観念することができる場合でも、その包括区域を指しその大字名称を用いることは、「公法上の町字」としては許容されない。これは当該大字の名称で特定の「公法上の町字」を指す場合があることから明らかである（南江戸町を想起）。上記包括区域を指してその大字名称を用いることはあくまで「通称町字」としての使用となる。なお、その大字レベルで「地番区域」その他の法令区域が設定されることがあり、その大字の名称で当該法令区域が呼ばれることがあるが、だからといってその大字が「公法上の町字」となるわけではない。

不動産登記法の「所在」を定めるにあたり、登記官は新たに名称を創設する権限を持たない。不動産登記独自の所在が存在するということは、公法上の町字よりも下位レベルの地名が存在し、登記所がこれを引用し「所在」としている場合もないではないと考えられる。

行政界の整備について議論をするには、最低限、上記のような概念区分をし、予め上記のどの概念を対象としているのかを議論の参加者において明らかにし、共通認識を得ておかなければならない。これを曖昧なまま、概念の混同が生じるままに議論を進めてしまうと、議論がかみ合わず、誤解と混乱を招くものである。

行政庁への開示請求その他の取材活動により知りうる「町字」および「これに準じる地域区分」の名称および区域の整備を軸に据え、その活動に併行して或いは続いて、一部の通称地名や詳細地名を整備していくのが得策と考える。また材料としては「法令区域」に関する資料を用いることは大いにありうるため、この点でも誤解を生まないように注意する必要がある。

上記地名概念はそれぞれ個別の概念に区分されるものの、事実上は互いに重なり合う（領域的に重複し、名称的にも引用、利用関係にある）ことが多いため、1 個の地名概念の整備が事実上他の地名概念の整備を意味することがあったり、1 個の地名概念の整備過程において、他の地名概念をいわば副産物として整備可能な（環境が整う）場合がある。そして地名整備の最初の軸は、国民生活との結びつきが極めて強い「公法上の町字」（公称町字が通称町字に含まれるとする立場からは通称町字のうち公称町字とされるもの）に据え、その後「通称町字」（公称町字が通称町字に含まれるとする立場からは通称町字のうち公称町字でないもの）、「法令区域」のうち国民生活との結びつきが強い「学校区」「町内会区」などへとシフトするのが得策と考える。

以 上